

船舶事故調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成27年2月26日 04時40分ごろ
発生場所	島根県隠岐の島町西郷港 西郷港姫島灯標から真方位264°330m付近 (概位 北緯36°11.7′ 東経133°20.1′)
事故の概要	漁船 ^{みょうしん} 明信丸は、北西進中、浅所に乗り揚げた。 明信丸は、船首部に凹損が生じた。
事故調査の経過	平成27年10月5日、調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 明信丸、95トン
船舶番号、船舶所有者等	131802、鳥取県漁業協同組合
乗組員等に関する情報	船長、五級（航海）
負傷者	なし
損傷	船首部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、船首約2.4m、船尾約3.8mの喫水で、自動操舵により約8.5ノットの対地速力で北西進中、船橋の椅子に腰を掛けて単独で船橋当直についていた船長が居眠りに陥り、西郷港の浅所に乗り揚げた。 船長は、疲労や睡眠不足等はなかった。 船長は、本事故時、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったので気が緩み、眠気を感じるようになった。
分析	本船は、船長が、周囲に航行の支障となる船舶を見掛けなかったので気が緩み、居眠りに陥ったことから、西郷港の浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、単独で船橋当直中の船長が居眠りに陥ったため、本船が西郷港の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・椅子に腰を掛けて操船する場合、時々椅子から立ち上がって操船するなど、居眠り運航を防止する工夫をすること。